



基 発 第 0821002 号

平成 18 年 8 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

建材中の石綿含有率の分析方法について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（以下「188号通達」という。）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の 1 % を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところであるが、今般、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）の一部が改正され、平成 18 年 9 月 1 日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が 1 % から 0.1 % に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の 0.1 % を超えて含有するか否かについて分析を行う必要がある。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で 0.1 % までの精度を有するものとして、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」が平成 18 年 3 月 25 日に制定されたところである。

については、石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法があるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

なお、188 号通達は、本通達をもって廃止する。

記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）
- 2 上記 1 と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法
 - (1) 廃止前の 188 号通達の別紙の第 3 の 3 の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法（以下「分散染色法」という。）

ただし、分散染色法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。

(2) その他別途示す分析方法



基 発 第 0821003 号

平成 18 年 8 月 21 日

中央労働災害防止協会会長
建設業労働災害防止協会会長
(社)日本石綿協会会長
(社)日本建設業団体連合会会長
(社)全国建設業協会会長
(社)建築業協会会長
(社)日本土木工業協会会長
(社)日本作業環境測定協会会長
(社)全国解体工事業団体連合会会長
(社)日本化学工業協会会長
(社)日本プラントメンテナンス協会会長

殿

厚生労働省労働基準局長

建材中の石綿含有率の分析方法について

労働基準行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（以下「188 号通達」という。）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の 1 % を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところですが、今般、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）の一部が改正され、平成 18 年 9 月 1 日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が 1 % から 0.1 % に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の 0.1 % を超えて含有するか否かについて分析を行う必要があります。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で 0.1 % までの精度を有するものとして、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」が平成 18 年 3 月 25 日に制定されたところです。

つきましては、石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、

下記の方法がありますので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）
- 2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法
 - (1) 平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」による廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法（以下「分散染色法」という。）

ただし、分散染色法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。
 - (2) その他別途示す分析方法